

住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 明和町

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
リフォーム補助金 (勤労者住宅資金等)	助成	住宅リフォーム補助金	○対象工事 (1) 工資金額が20万円以上(消費税を除く) (2) 自己用住宅の修繕・増築等	○町内の施行業者によりリフォームを行い、次の要件全てに該当するかた (1) 明和町に1年以上住所を有するかた (2) 住宅を自ら所有し、かつ居住しているかた (3) 町税(料)等滞納がないかた (4) 当該工事について、町が実施している他の住宅改修補助金などの交付を受けていないかた	工事費の10% (上限10万円) ただし千円未満は切捨			随時	予算の範囲内	産業環境課	0276-84-3111	https://www.town.meiwa-gunma.jp/life/soshiki/saivyokankyo/svyokougou/svyokou/438.html	当該該当について1度限り
定住促進奨励金	助成	明和町Mターン促進奨励金	○町に移住・定住をし、町内企業に勤務・就業した場合、奨励金を交付	(1)新規に住宅を取得した方 ・新築住宅又は中古住宅を購入し、当該住宅に6ヶ月以上居住する者 ・平成30年4月1日以降に本町に転入し、定住した者で、転入した日から過去1年以上本町に住居登録がなく、継続して6ヶ月以上居住し、かつ、次年の1月1日以降も居住する日本国籍、特別永住権又は永住権を有する者 ・世帯員のうち、過去に奨励金の交付を受けたことがない者 ・町税等の滞納がない者及び町税等を滞納している同居の親族がいない者 (2)借家等に転入し、町内に就労・就業した方 ・平成30年4月1日以降に本町に転入し、定住した者で、転入した日から過去1年以上本町に住居登録がなく、継続して6ヶ月以上居住し、かつ、次年の1月1日以降も居住する日本国籍、特別永住権又は永住権を有する者 ・賃金が月給制で支給され、かつ、6ヶ月以上継続して正規雇用されている者。ただし、就農者は除く ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条に規定する労働者派遣事業者により派遣される派遣労働者でない者。ただし、就農者は除く ・勤務場所が町内の事業所若しくは町内の事業所に準ずる事業所として町長が認めた事業所に勤務する者又は町内の就農者 ・過去に奨励金の交付を受けたことがない者 ・町税等の滞納がない者 (3)町内転入者、新規労働者を雇用した事業者 ・(1)及び(2)の対象労働者を雇用した町内事業者 ・町内に事業所を有する事業者若しくは町内の事業所に準ずる事業所として町長が認めた事業所を有する事業者で雇用保険法施行規則第141条の規定により、館林公共職業安定所に届出を提出している事業者 ・明和町農力団排除条例第2条第1号から第3号までに該当しない事業者 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業を営んでいない事業者 ・奨励金の支給申請及び実績報告に必要な労働関係帳簿を整備し、及び保管している事業者 ・町税等の滞納がない事業者	(1)30万円 (2)15万円 (3)5万円		随時	予算の範囲内	産業環境課	0276-84-3111	https://www.town.meiwa-gunma.jp/life/soshiki/saivyokankyo/svyokougou/svyokou/1663.html	1度限り	
リフォーム資金 (高齢者住宅改修費助成事業等)	助成	高齢者住宅改修補修費補助	○65歳以上の高齢者のみの世帯が、その居住する家屋について、当該高齢者の身体能力等から必要となるバリアフリーに係わる住宅の補修等あるいは改修に要する工事	(1)65歳以上のみの世帯 (2)住民基本台帳に記載されていること (3)対象世帯における生計中心者の前年分の所得税が、非課税であること	補修等あるいは改修に要する工事の経費と60万円の補助基本額のうち、いずれか低い額の6分の5の額(ただし千円未満は切捨)			随時	予算の範囲内	介護福祉課	0276-84-3111	https://www.town.meiwa-gunma.jp/life/soshiki/kaihofukushi/fukushikakari/2/1420.html	1世帯1度限り
リフォーム資金 (重度身体障害者(児)住宅改修費助成制度等)	助成	重度身体障害者(児)住宅改修補助金	○下肢・体幹、視覚または上肢に重度の障害を有する者。または、障害者と世帯を同一にする者が住宅設備を障害者に適するように改造する工事(新築を除く浴室・便所・玄関・台所及びその他町長が特に必要と認めた改修工事で、当該年度内に事業を開始し、完了する事業に対して補助する。)	(1)町内に住所を有し居住する者 (2)身体障害福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者 (3)身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15条)別表第5号により次のいずれかに該当するもの ア 下肢の障害者で1・2級の者 イ 体幹の障害者で1・2級の者 ウ 下肢及び体幹の障害者で1・2級の者 エ 視覚の障害者で1級の者 オ 上肢の障害者で1・2級の者(ただし、それぞれの上肢に4級以上の障害のある者) (4)当該年度分町民税(所得割)額16万円未満の世帯	改修に要する経費に6分の5を乗じて得た額とし、補助基本額60万円の6分の5の額とする。(ただし千円未満は切捨)			随時	予算の範囲内	介護福祉課	0276-84-3111	https://www.town.meiwa-gunma.jp/life/soshiki/kaihofukushi/fukushikakari/svyogai/2902.html	障害者1人につき1回とする。ただし、町長が特に必要と認めるときはこの限りではない。
太陽光発電設備設置費	助成	住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金	○住宅用太陽光発電システム及び定置型蓄電池を設置する工事で電力会社との電力供給契約の日から1年以内に申請が行われたもの	(1)自ら居住する町内の住宅に対象システムを設置した者、または町内に自ら居住するため建売住宅供給者等から対象システム付き住宅を購入した者 (2)住民基本台帳に登録のある者 (3)対象者の属する世帯全員に町税等の滞納がないこと (4)申請日が電力会社との電力供給契約日から1年を経過していないこと	【太陽光発電システム】上限10万円 1万円×太陽電池モジュールkw(小数点第3位を四捨五入)ただし、千円未満は切捨 【定置型蓄電池】上限6万円 1万円×太陽電池モジュールkw(小数点第3位を四捨五入)ただし、千円未満は切捨			随時	予算の範囲内	産業環境課	0276-84-3111	https://www.town.meiwa-gunma.jp/life/soshiki/saivyokankyo/kankyohozen/1/5/2442.html	1世帯1度限り
生ごみ処理機設置費	助成	ごみ減量化器具購入助成金	○購入してから1年以内の減量化器具(ごみ処理槽、ごみ処理容器、ごみ処理機) ※減量化器具とは、一般家庭から発生した生ごみを排出者自らが発酵・乾燥等し、減量化、堆肥化または消滅化できる器具であり、かつ、環境衛生上の配慮がされ、耐久性に優れていると町長が認めるもの	(1)家庭内で発生するごみを自家処理するための減量化器具を購入する者 (2)住民基本台帳に登録されていること (3)対象者の属する世帯全員に町税等の滞納がない者	上限1万円 購入費用(消費税含む)に2分の1を乗じて得た額。ただし、100円未満は切捨。			随時	予算の範囲内	産業環境課	0276-84-3111	https://www.town.meiwa-gunma.jp/life/soshiki/saivyokankyo/kankyohozen/4/1/2413.html	1世帯年間1基まで
雨水浸透枳設置費	助成	雨水浸透枳設置補助金	○専用住宅または併用住宅において雨水浸透枳を設置するため工事を自ら負担するもの	(1)専用住宅または併用住宅において雨水浸透枳を設置するための工事を自ら負担して行う者 (2)住民基本台帳に登録されていること (3)対象者の属する世帯全員に町税等の滞納がない者 ※対象となる雨水浸透枳は、雨水を敷地内で浸透させる構造をもつものであり、雑排水の混入しない雨水のみの浸透枳であること	設置の雨水浸透枳1基につき6千円とし、1住宅あたり6万円が上限(10基まで)ただし、設置費用が補助金額を下回るときは設置費用を補助上限(千円未満は切捨)とする。			随時	予算の範囲内	産業環境課	0276-84-3111	https://www.town.meiwa-gunma.jp/life/soshiki/saivyokankyo/kankyohozen/1/5/2443.html	1世帯10基まで

合併処理浄化槽設置費	助成	浄化槽設置整備事業補助金	○合併浄化槽を設置する工事 (工事着手前に申請、交付決定を受けたもの)	(1)下水道事業計画区域を除く地域において、専用住宅(店舗併用住宅含む。ただし、住宅部分の床面積が1/2以上。)に処理対象人員10人以下の浄化槽を設置する場合 (2)対象者の属する世帯全員に町税等の滞納がない者 (3)公共事業で浄化槽等の補償を受けていない者	5人槽 224千円 6~7人槽 288千円 8~10人槽 382千円 くみ取り槽や単独槽を撤去して設置する場合プラス200千円			1/31まで	予算の範囲内	都市建設課	0276-84-3111	https://www.town.meiwa-gunma.jp/life/soshiki/toshikensetsu/11/hoio/429.html	-
耐震診断費	助成	木造住宅耐震診断者派遣事業	○昭和56年5月31日以前に在来軸組工法で建築された戸建て住宅または併用住宅の耐震診断	○昭和56年5月31日以前に在来軸組工法で建築された1戸建てまたは併用住宅	診断費 31,500円 別途かかる交通費1,000円は自己負担			10/31まで	3件	都市建設課	0276-84-3111	https://www.town.meiwa-gunma.jp/life/soshiki/toshikensetsu/toshikaihatu5/355.html	当該該当について1度限り
耐震改修費	助成	木造住宅耐震改修補助事業補助金	○耐震診断の結果、改修が必要であると診断された住宅の耐震改修工事	(1)昭和56年5月31日以前に在来軸組工法で建築された1戸建てまたは併用住宅で耐震診断の結果、改修の必要があると診断された住宅 (2)補助対象の住宅を町内に有する者 (3)町税の滞納をしていない者 (4)これまでに当補助の交付を受けていない者	100万円 精密診断、耐震補強設計、耐震補強工事及び工事管理に要する費用の2分の1以内			10/31まで	1件	都市建設課	0276-84-3111	https://www.town.meiwa-gunma.jp/life/kankyo_kotsu_iutaku/hojokin/1100.html	1世帯1度限り